

舞阪乙女園グラウンド

施設使用料（単位：円）

	午前9時から午後5時まで	
場所・利用区分	（5月1日から8月31日までは、午後7時まで）	
	2時間につき	
金額		1,090
備考		

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開場時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開場時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。